令和５年１月号

輪

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町５４０ 小俣総合支所２階 社会教育課

TEL 0596-22-7894 FAX 0596-23-8641　s-soudan@city.ise.mie.jp

新年にあたり

伊勢市青少年相談センター　所長　沖塚　孝久

明けましておめでとうございます。

平素は伊勢市青少年相談センターの諸活動に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国における青少年の非行情勢については、警察の統計によりますと近年は減少傾向が続いており、三重県下においても同様とのことです。

しかしながら、青少年を取り巻く環境は、社会と共に変化しています。少子高齢化の中、子育てに不安や負担を抱えた親が増え、地域におけるつながりも希薄化している状況の中、貧困、児童虐待、いじめ、スマートフォンの青少年への悪影響の問題等のほか、依然、コロナウイルス感染拡大の不安があります。

文部科学省が発表した令和３年度の「問題行動・不登校調査」の結果では、令和２年度に減少した小・中・高等学校及び特別支援学校での「いじめの認知件数」は再び増加傾向となり、小・中学校における「不登校」の児童生徒は過去最多だった令和２年度より増加したとのことです。

伊勢市青少年相談センターでは、今後も青少年の健全育成のため非行防止に対する努力を続けていくことはもちろん、新しい問題についても目を向け、関係機関と協力して、青少年が健やかに育つ環境づくりをめざした諸活動に取り組んでまいります。

何卒ご協力を賜りますように、宜しくお願い申し上げます。

尚、新型コロナウイルスに関しては、４年目となり、行動制限は緩くなりましたが、昨年10月末から徐々に増加した三重県下における感染者数は、年が変わっても落ち着いておらず、皆様方にあっては、諸活動時は、マスク着用、手指消毒など基本的な感染防止対策の徹底をよろしくお願いします。

１月　青少年の日５日　家庭の日15日

令和5年4月から自転車ヘルメット着用義務

交通事故は減少していますが、自転車利用者は増えて、それに伴い、自転車関連の事故の割合が増えています。道路交通法では自転車は軽車両として位置づけられており、交通ルールに違反すれば罰則の対象になります。

令和４年４月２７日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務を課すこととされ、令和５年４月１日から施行されることになりました。

自転車のヘルメット着用については、これまでは１３歳未満の子どもを対象に保護者が着用させるように努めることとされていました。

努力義務で違反しても罰則はありませんでした。今回の法改正で対象が全年齢に拡大されましたが、今回も努力義務です。

しかし、自転車利用時にヘルメットを着用していたか、していなかったかで交通事故が発生した際に結果が大きく違うようです。

警察庁交通局が令和３年２月に、令和２年中の交通事故の分析結果を発表しています。その中で「歩行中」「自動車乗車中」「二輪車乗車中」「自転車乗車中」の４パターンで「状態別重傷者数の推移」をみると

歩行中	６,９９８人（２５．２%）
自動車乗車中	７,０１３人（２５．３%）
二輪車乗車中	７,２４６人（２６．１%）
自転車乗車中	６,４６３人（２３．３%）

で自転車乗車中の交通事故で重傷者は自動車乗車中や歩行中と大差ありません。

自転車関連の状況を見ると自転車の事故は対自動車との事故が多く、状況としては出会い頭の衝突が多くあります。ヘルメットの着用の有無で致死率（自転車事故による死傷者のうちの死者の割合）を比較すると着用時は０．２３%、非着用時は０．６８%、と約３倍も致死率がアップしています。また、ヘルメット非着用時の事故における死者数４０４人中、２２６人（全体の５６%、）が頭部損傷が原因で死亡しています。ヘルメットを着用していたら助かったかもしれません。万一のことを考えたらヘルメットは着用した方が良いと言えます。

乗車用ヘルメットについては法律による規定はありませんが、安全基準をクリアした自転車専用のものを選びましょう。